

事業再生の現在地と未来図

事業再生の現在地と未来図

がどうぞ」といいます。まず藤田統括、コロナ禍を経て2年、ゼロゼロ融資の返済も本格化する中で、協議会に寄せられる相談の質・量に変化はありますか。

藤田 はい、昨年度（令和6年度）の新規相談受付は313件に達し、コロナ禍が落ち着いた後、案件数が顕著に増加しています。しかし、我々が深刻に受け止めているのは、その内実です。313件のうち、我々が具体的な再生計画の策定などに着手する「二次対応」に入れたのは、約半数の165件に留まります。残りの148件は残念ながら二次対応に進めませんでした。

藤田 ご相談いただいた段階ですでに事業や財務の毀損が激しく、再生計画を描くこと自体が困難なケースが大半です。うち130件は特に深刻で、その中には法的整理へ向かわざるを得ないと判断し、

弁護士の先生方を紹介して再チャレンジを促す「再チャレンジ事業」に約60件が移行しました。つまり相談件数全体の3件に1件以上が、もはや自力での再建が極めて難しい危機的状況にあるというのが今の福岡の偽らざる現実です。この傾向は年々強まっていきます。

藤田 一その背景には、やはりコロナ禍の特殊な金融支援があつたのでしょうか。

藤田 その通りです。コロナ禍でのゼロゼロ融資や特例リスケといた一連の支援は、常々申し上げているように、いわば「輸血と酸素マスク」でした。本来、根本的な治療が必要な患者さんにも、とにかく一時的に命をつなぎたいのです。しかし、昨年4月頃から国が支援方針を自立再生へと転換し、セーフティネットが段階的に外されていきました。すると輸血と酸素マスクで隠されていた本来の課題、つまり慢性的な経営不振が一気に顕在化し、昨年度あたりから全国的に倒産件数が再び増加に転じています。体力のある企業は「

早期相談への壁を乗り越えるための「気つき」と「覚悟」

ー状況が深刻であるからこそ、早期相談の重要性が増します。しかし、高松先生のお話では、弁護士のもとへは末期的な状態で来られるケースが多いとのことです。この「相談が遅れる」という長年の課題は、依然として変わらないのでしょうか。

高松 はい、残念ながら昔からほとんど変わっていません。私たち

が不渡りになります」「2週間後に資金がショートします」といつた、まさに崖っぷちでほとんど打つ手がない段階のケースが昔から大半です。協議会や鈴木社長のようないいコンサルタントの方がお話しをされている「発病直後」ですらなく、末期的な状態で初めて相談に来られるのが実情となっています。

事業再生の現在地と未来図



高松 康祐 Yasuhiro Takamatsu
弁護士法人みらい法律事務所代表弁護士

藤田 知行 Tomoyuki Fujita
福岡県中小企業活性化協議会 統括責任者

鈴木 俊行 Toshiyuki Suzuki
KUM株式会社 社長

久留米市出身。1965年6月15日生まれの60歳。明治大学法文学部卒。福岡県弁護士会副会長（令和元年度）、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに定める登録第三者支援専門家、福岡県弁護士会の倒産業務等支援センター委員会で委員長を務める。企業の法的整理・私的整理に精通し、経営者の再チャレンジを支えるため、協議会や専門家と連携し、法的側面から事業再生をサポートしている

専門家連携で描く、地産地消の新たな出口戦略

今日は公的機関、民間コンサルタント、そして法務の専門家という、それぞれの立場から地域企業を支える福岡県中小企業活性化協議会の藤田知行統括責任者、KUM株式会社の鈴木俊行社長、そして弁護士の高松康祐氏に、三者それぞれの視点から、事業再生の最前線で起きていること、そして福岡の未来のために我々が描くべき出口戦略の姿を聞いた。

包括的な支援体制の構築だ。

今回は公的機関、民間コンサルタント、そして法務の専門家という、それぞれの立場から地域企業を支える福岡県中小企業活性化協議会の藤田知行統括責任者、KUM株式会社の鈴木俊行社長、そして弁護士の高松康祐氏に、三者それぞれの視点から、事業再生の最前線で起きていること、そして福岡の未来のために我々が描くべき出口戦略の姿を聞いた。

（制作／ふくおか経営企画部）



事業再生の現在地と未来図

事業譲渡も難しい場合の「最終的な出口」として、「経営者保証ガイドライン」の活用が鍵になると伺いました。高松先生、これは具体的にどのような制度なのでしょうか。

高松 これは、会社の金融債務を個人で連帯保証している経営者が、裁判所を通じた破産手続き等によらずに、金融機関との話し合いで保証債務の整理ができる、というルールを定めたものです。最大の特長は、法律で定められた破産手続きよりも柔軟な解決が可能で、経営者のその後の生活再建に配慮されている点です。

—具体的には、どのようなメリットがあるのでしょうか。

高松 破産の場合 手元に残せ



の存在は、「たとえ事業がダメになってしまっても、人生の再起は図れる」ができます。このガイドラインが可能にするための制度です。

藤田 かつては「会社が破産すれば、社長も自己破産して全財産を失う」のが当たり前でした。それでは経営者は怖くて最後の決断ができません。このガイドラインによってお聞かせください。この福岡で、どのような支援体制を構築していくかとお考えでしょうか。



高松 私は二つの大きなテーマがあります。一つは、本日繰り返し議論してきた「いかに早期相談を実現していくか」。これはあらゆる支援の原点であり、我々公的機関だけでできることではありません。地域の専門家の皆さまと一緒に相談して、社会全体で取り組むべき課題です。これが実現できれば、福岡の企業の活力を維持

する現金は原則99万円までと法律で決まっていますが、このガイドラインを活用すれば、生活費や再起のための資金として、363万円を超える現預金を手元に残せる可能性があります。また、一定の条件を満たせば、「自宅等の資産を維持したまま保証債務を免除してもらえるケースもあります。まさに、事業に一度は失敗しても、路頭に迷うことなく人生の「再チャレンジ」を可能にするための制度です。



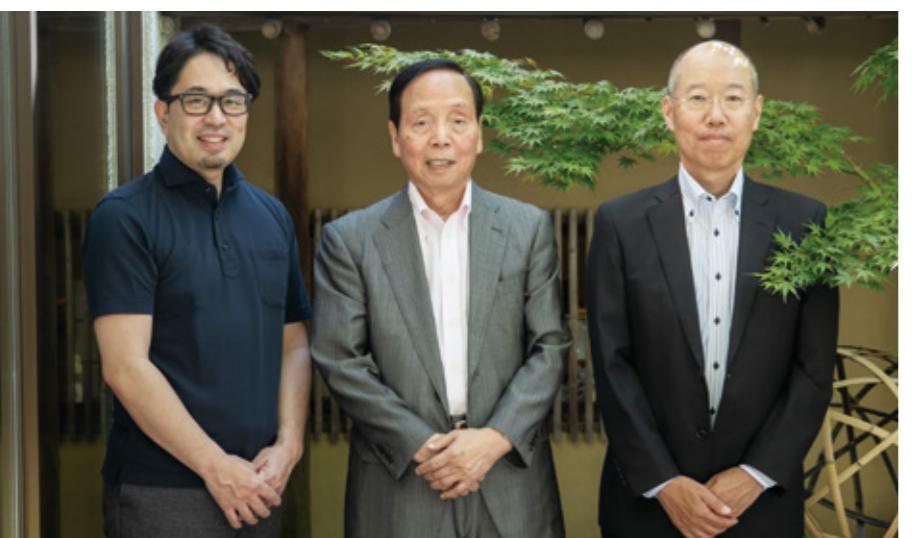
高松 ただし、一つ重要な注意点があります。このガイドラインが対象とするのは、基本的に金融機関からの借入に対する保証債務です。経営者個人の借金や、取引先への買掛金の保証債務などは、原則として対象となりません。「どんな借金もゼロになる」という誤った情報が広がるのは避けたいため、専門家に早期に相談してもらいたいことは間違いません。

—皆さんが描く今後の展望についてお聞かせください。この福岡で、どのような支援体制を構築していくかとお考えでしょうか。

藤田 私は二つの大きなテーマがあります。一つは、本日繰り返し議論してきた「いかに早期相談を実現していくか」。これはあらゆる支援の原点であり、我々公的機関だけでできることではありません。地域の専門家の皆さまと一緒に相談して、社会全体で取り組むべき課題です。これが実現できれば、福岡の企業の活力を維持

して事業再生は時間との勝負です。状況に『気づき』、事業再生への『覚悟』を持つ、この時間が短ければ短いほど事業再生の可能性は高まります。そこに踏み込むことがでます。もし一人で難しければ、私たちがその「同志」として、一緒に走り、汗をかいていきます。

藤田 協議会に来られる方の中には、「銀行に言われたから来た」という方もいらっしゃいます。しかし、それでは意味がありません。どうか、ご自身の会社の未来のために、「真剣」になって相談に来ていただきたいと思います。厳しい現実をお伝えすることもありますが、それは皆さんの会社が再び輝くためです。福岡には、皆さんのが再チャレンジを支える仕組みと熱意ある専門家たちがいます。どうかその扉を叩いてください。



弁護士法人みらい法律事務所
〒810-0023 福岡市中央区警固1-12-11 アーバンスクエア警固6F
TEL 092-781-4148 <https://mirai-law.com>

福岡県中小企業活性化協議会
〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル9F
TEL 092-441-1221 <https://fukuoka-kyogikai.go.jp>

KUM株式会社
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-4-17 第六岡部ビル7F
TEL 092-753-6385 <https://kum.co.jp/>